

新潟県条例第34号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～8 (略) 9 乳児<u>4人</u>以上を入所させる保育所に係る第48条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。 10～18 (略)</p>	<p>附 則 1～8 (略) 9 乳児<u>6人</u>以上を入所させる保育所に係る第48条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。 10～18 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。